

■令和5年度第3回狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会次第

1 日 時 令和6年1月23日(火)午後7時

2 場 所 狛江市防災センター3階 303会議室

3 議 題

(1) 令和5年度(令和4年度実施事業)再評価について②

担当部署:教育支援課、指導室

(2) その他

【資料】

狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書(3-3-3抜粋)

■ 指導室資料

- 1 特別支援教育の環境整備の推進及び個に応じた指導・支援の充実
- 2 特別支援教育に関する実践研究充実事業成果報告(概要)

■ 教育支援課資料

- 3 特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります
- 4 狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱
- 5 ひだまりセンター(狛江市子育て・教育支援複合施設)パンフレット 2種

3-3-3	特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります。	担当課	学校 教育課	教育 支援課	指導室	社会 教育課	公民館	図書館
施策の具体的内容・展開の方向性・ねらい ・ 狛江市子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）を拠点とし、教育・子育て・福祉が一体となって子どもの育ちや発達を総合的かつ継続的に支援する。 ・ 中学における自閉症・情緒障がい固定学級を設置し、発達に障がいのある生徒に対し、個に応じた継続性のある、きめ細かな指導・支援が受けられる環境を整備する。		計画期間終了時点における到達目標 ・ 狛江市子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）が拠点となって、教育・子育て・福祉等の関係機関が連携のもと、障がいがある子どもが、ライフステージを通じて継続的かつ一貫性のある支援が受けられている。 ・ 小・中学校に在籍する障がいのある児童・生徒が、充実した教育環境のもとで、適切な合理的配慮の提供を受けながら、障がいの種類や程度に応じた専門性の高い指導・支援が受けられている。						
関連する予算事業		取組内容						
教育相談関係費(教育支援課) 特別支援教室関係費(教育支援課) 医療的ケア児支援事業（教育支援課）		R5（事業費 28,863 千円） ・ 子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）を拠点とした教育・子育て・福祉分野の連携による総合的かつ継続的な育ちや発達の支援 ・ 医療的ケア児の支援	R6（事業費 28,863 千円） ・ 子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）を拠点とした教育・子育て・福祉分野の連携による総合的かつ継続的な育ちや発達の支援 ・ 医療的ケア児の支援					
評価（R4事業実施）	R4の取組結果(実績・成果)		今後の課題・方向性					
	・ 狛江第三小学校では「令和4年度特別支援教育に関する実践研究充実事業」において、知的障がいに対する通級による指導についての実践研究を行い、児童の自尊感情を育み、日常生活での適応度を高め、自分らしく心豊かに生活できるようにする支援の充実を図った。 ・ 切れ目のない支援の一環として、児童発達支援センターで支援している児童の就学に伴い、教育支援センターに引継ぎを行った。（令和3年度：28件、令和4年度16件） ・ 特別支援学級及び通常学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒に対し、移動や身の介助、指導の補助等を行う支援員を8人配置し、安全で安定した学校生活及び保護者の負担軽減に、また、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し、身辺自立を目的とした生活習慣の育成指導や学習、集団行動、登下校時の指導等を行う介助員を24人配置し、指導の充実や安全確保につながった。（再掲） ・ 令和5年度に医療的ケアを必要とする児童3人に対し就学相談を実施し、うち2人の児童に対し、円滑かつ合理的配慮のもと受入れができるよう予算措置の検討や学校との調整等の準備を行った。（再掲）		・ 引き続き、開設3年目を迎えた狛江第三中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級に対して、学習指導等について指導室訪問や年次研修等の場を活用し、指導助言を行うことにより、個別最適な指導の充実を図る。 ・ 障がいがある子どもが継続的かつ一貫性のある支援が受けられるよう、子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）を拠点とし、引き続き教育・子育て・福祉部門のより一層の連携を図っていく。 ・ 医療的ケアが必要な児童の情報を事前に入手し、就学相談を勧めるとともに、合理的配慮の下、可能な限り受け入れを検討し、円滑に学校生活がスタートできるよう準備を行っていく。また、医療的ケアの内容によっては、成長過程に応じて子ども自らが医療的ケアを行えるようになるよう学校及び家庭と連携を図っていく。（再掲）					
	自己評価 B							

3-3-3 特別支援教育の環境整備の推進及び個に応じた指導・支援の充実

狛江市教育委員会教育部指導室

1 特別支援教育に関する実践研究充実事業

「令和4年度特別支援教育に関する実践研究充実事業」（狛江第三小学校）

内容：知的障害に対する通級による指導についての実践研究

※令和3年度からの継続

【本研究の目的】

通常の学級に在籍している知的障害のある児童に対して、三つの理念「強みを生かす支援」「人の重なりのある支援」「本人中心の支援」の具現化を図る。児童の個性を引き出し、学校や社会で生かせる能力を伸ばす指導を行うことで、児童の自尊感情を育み、日常生活での適応度を高め、自分らしく心豊かに生活できるようにする支援の充実を目指す。

※詳細は別添資料参考

- (1) 文部科学省との事務的なやり取り
- (2) 学校への定期訪問
 - ア 概ね月1回程度の連絡会（学校・指導室）
 - イ 年3回の運営委員会（学校・指導室・有識者）
 - ※ 有識者
 - 明星大学 星山教授
 - 早稲田大学 高橋氏
 - 一般社団法人 UNIVA 野口氏

2 狛江第三中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級

- (1) 市費講師の配置
 - 都費による配置 週当たり7時間
 - ➡不足分は市費による配置 英語 週当たり8時間程度
(令和5年度から都費のみでの対応が可能となった。)
- (2) 指導主事等による指導・助言
 - ア 学習指導に係る指導・助言
 - (ア) 指導室訪問
 - (イ) 年次研修等
 - イ 教育課程編成に係る指導・助言（教育課程届出相談時及び届出時）
 - ウ 特別支援学級代表者会における情報交換の場の提供

特別支援教育に関する実践研究充実事業 成果報告（概要） 【狛江市教育委員会】

目的

本研究の目的は、通常の学級に在籍している知的障害のある児童に対して、三つの理念「強みを生かす支援」「人との重なりのある支援」「本人中心の支援」の具現化を図る。児童の個性を引き出し、学校や社会で生かせる能力を伸ばす指導を行うことで、児童の自尊感情を育み、日常生活での適応度を高め、自分らしく心豊かに生活できるようにする支援の充実を目指す。

取組内容

令和4年度の対象児童は3名であり、本市教育委員会の就学相談における教育的な措置判断により知的障害特別支援学級相当の判定が出ている。現在、通常の学級に在籍し、学校生活における適応が困難な状況があり、日常的に支援を必要としている児童である。指導の内容は、「強み」「自己理解」「生活」の三つの柱で構成した。毎週の取り出し型の通級による指導と平行して、児童の主たる生活の場である通常の学級に入りながら、担任と協働して支援をする入り込み型の指導を毎週行った。また、教育サポーターの協力により、日常的な生活場面で個の支援の充実を図った。また、個別の指導計画作成につながる「児童参加型の会議」を実施した。児童本人が中心となり、児童、保護者、学級担任、通級担当、特別支援教育コーディネーター、専門家らが定期的に一同に会し、児童本人の願いの実現にむけた応援会議を実施した。児童参加型の会議後、児童自身が自分の強みと困難さを自己理解した上で、毎週の通級指導で「自分のめあて」を考え、1週間毎のめあての実行、実現に向けた「学びプラン」を設定することにより、児童の生活上の困難さの克服や改善を図った。

成果

三つの理念「強みを生かす支援」「人との重なりのある支援」「本人中心の支援」を具現化する実践ができた。要因となった点を五つまとめた。

- 1 通常の学級を中心とした学校全体での工夫
- 2 通常の学級担任と通級担当の柔軟な連携・入り込み支援
- 3 教育サポーターの役割について
- 4 専門家によるアセスメントと伴走について
- 5 本人参加型会議について
- 6 就学先の決定の在り方について

課題と対応方策

本研究後、狛江市において、知的障害通級指導教室ができるわけではない。対象児童の支援の継続性や移行を丁寧に行っていく必要がある。通級による指導において、取り出し型の指導と、入り込み型の指導の連動を図り、バランスをとっていく必要がある。本研究後も、通常の学級における個の支援の充実のための教育サポーター制度を確立していくことが望ましい。

令和5年度自己点検及び評価審査委員会

令和6年1月23日 教育部教育支援課

項目 3-3-3

特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります。

☆ 主な取組内容

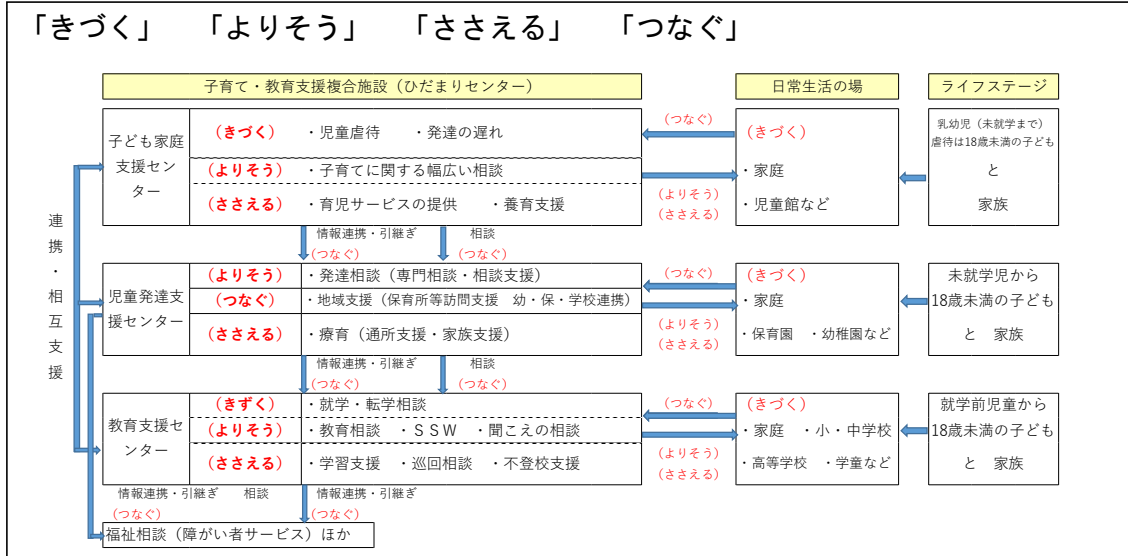
I 子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）を拠点とした教育・子育て・福祉分野の連携による総合的かつ継続的な育ちや発達の支援

II 医療的ケア児の支援

I-1 子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）
～令和2年4月に設置された教育・子育て・福祉が一体
となって子どもの育ちや発達を支援するための施設～

3階	教育支援センター ・教育相談室 ・ 適応指導教室（ゆうゆう教室 ゆうあいフレンド） ・教職員の研修・相談 ・ 巡回相談
2階	児童発達支援センター ・ 通所支援 ・ 相談支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 保護者支援 ・ 障がい理解啓発活動
1階	子ども家庭支援センター ・ たんぽぽひろば（子育てひろば） ・ 総合相談/子育て相談 ・ 児童相談対応（児童虐待対応） 教育支援課（就学相談）/子ども発達支援課 ・ ファミリーサポートセンター

I-2 子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）のコンセプト



I-3 継続的な育ちや発達支援へ向けた子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）が果たす役割

○ 子ども家庭支援センター

相談者の気持ちに寄り添った相談支援

- ・ 総合相談窓口の設置（相談内容の整理・関係機関への橋渡し）
- ・ ひろば相談の実施（「子そだてひろば」での保護者への積極的な声掛け）

↓ 円滑な療育支援へ

○ 児童発達支援センター

子どもの障がい特性に合った早期療育、家族支援、仲間づくり

- ・ 早期療育（子どもの成長・子どもへの障がい理解）
- ・ 仲間づくり（悩みの共感）

↓ 円滑な就学相談、継続的な教育相談へ → 18歳以降は障がい者サービスへ

○ 教育支援センター

就学した子どもの継続的支援（保護者の不安解消、言語や発達の訓練）

I-4 令和4年度実績

○ 子ども家庭支援センター総合相談窓口から関係機関へつないだ件数

◆総合相談（161件）のうち関係機関に相談をつないだ件数（件）

	児童発達支援センター	教育支援センター	虐待対策ワーカー	気持ちの相談	健康推進課	その他	合計
R4年度	10	11	5	5	2	11	44

○ 児童発達支援センターから教育支援センターへつないだ児童数

◆ 小学校への就学に当たり児童発達支援センターから教育支援センターに引き継いだ児童数（人）

	R4年度	R3年度
児童数	16	28

II-1 医療的ケア児の支援

◇ 取組の背景

医療的ケア児及びその家族の支援に対する支援に関する法律

（令和3年9月18日施行）

（教育を行う体制の拡充等）

第10条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図れるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

II-2 医療的ケア児受入れのための準備（令和4年度）

- (1) 全庁的な取組(福祉保健部中心)
 - 1 医療的ケア児支援コーディネート事業を実施(令和2年4月1日施行)
 - 2 狛江市医療的ケア児支援部会(PT)の設置(令和3年7月20日から)
 - ・ 医療的ケア児についての研修
 - ・ 各施設(保育園、学校等)で医療的ケア児を受け入れる際の課題
 - ・ 市内の医療的ケア児の情報共有
- (2) 教育委員会としての取組
 - 1 例規「狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱」の策定
(令和5年3月13日施行)
 - 2 医療的ケア児受入れのための準備(児童1人当たり)
 - ・ 就学相談
 - ・ 市職員と医療的ケアを実施予定の訪問看護事業所と打ち合わせ(5回程度)
 - ・ 保護者と市職員と訪問看護事業所と打ち合わせ(3回~4回)
 - ・ 市職員と就学先小学校と打ち合わせ(3回)
 - ・ 備品・消耗品の準備 ・ 要綱に基づく書類の取り交わし(学校・訪問看護事業所・保護者)
 - ・ 安全委員会の実施(学校関係者・訪問看護師・医療コーディネーター・保護者・市職員等)
⇒令和5年4月に実施

II-3 令和4年度中に就学相談を実施した医療的ケア児

	令和5年度時の学年	医療的ケア	就学相談判定結果	現在の在籍校	令和6年度予定
①	新1年生	導尿	狛江市立小学校	狛江市立小学校	継続実施
②	新3年生	導尿	狛江市立小学校	狛江市立小学校	—
③	新1年生	導尿	都立特別支援学校	都立特別支援学校	—
④	新1年生	酸素療法	都立特別支援学校	都立特別支援学校	—

II-4 医療的ケア児を円滑に受け入れるために

- ・ 事前情報の入手
- ・ 早期の就学相談

II-5 市立小・中学校で医療的ケア児を受け入れるための課題

- ・ 医療職の確保(校外学習・宿泊学習時を含む。)
- ・ 学校における医療的ケア児に対する理解と協力
- ・ 保護者の協力

○狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱

令和5年3月13日教育委員会要綱第2号

狛江市立小中学校における医療的ケア児支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）に基づき、疾病等の治療を目的としない日常生活を営むための恒常的な医療的行為（以下「医療的ケア」という。）を要する児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が、在籍する又は就学を予定する狛江市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）において、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、医療的ケアの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養並びに胃ろう及び腸ろうをいう。）
- (2) たん吸引（口腔・鼻腔内吸引並びに気管切開部からの吸引及び衛生管理をいう。）
- (3) 導尿（看護師による導尿をいう。）
- (4) 血糖値管理（インスリン注射をいう。）
- (5) 酸素療法
- (6) 人工呼吸器による呼吸管理
- (7) 人工肛門（ストーマ）の管理
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた主治医の指示のもとに行われる行為

(対象者)

第3条 医療的ケアを受けられる者は、狛江市就学相談等実施要綱（平成29年教育委員会要綱第9号。以下「実施要綱」という。）第6条に規定する就学相談を受け、狛江市就学支援委員会設置要綱（平成21年教育委員会要綱第1号。以下「設置要綱」という。）に規定する狛江市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）での審議の結果、通常学級又は特別支援学級に就学又は転学することが適切と判断された者又はそれに準

ずると教育長が判断した者のうち、第5条第4項に基づき協議した結果、医療的ケアの実施が可能と認めた者とする。

(医療的ケア実施申請)

第4条 医療的ケアを希望する医療的ケア児の保護者は、実施要綱第4条に規定する就学(転学)相談申込書に、医療的ケア実施申請書(第1号様式)、医療的ケアに係る調査票(第2号様式)、医療的ケア実施同意書(第3号様式)及び主治医が作成する医療的ケア実施に関する指示書(第4号様式)を添付し、教育長に提出するものとする。

(審査及び決定)

第5条 教育長は、前条の規定により提出された書類(以下「申請書等」という。)について、就学支援委員会に審議を依頼するものとする。

2 教育長は、当該医療的ケア児に対し、市長が委託する就学・転学相談専門医診察を受診させ、就学・転学相談専門医に対し、実施要綱第4条に規定する医師診察記録の作成及び提出を求めるものとする。

3 就学支援委員会は、申請書等及び医師診察記録により当該医療的ケア児の状況等を把握した上で適切な就学先又は転学先を審議し、教育長に対し、実施要綱第6条第2項に規定する狛江市就学支援委員会審議結果書により審議結果を報告するものとする。

4 教育長は、前項の報告を受けたときは、合理的配慮のもと、小中学校での体制及び設備において、安全に医療的ケアを実施することが可能かどうかを校長と協議し、当該医療的ケア児の保護者に対し、医療的ケア実施可否決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(医療的ケアの内容変更)

第6条 保護者は、医療的ケアの実施内容が変更となる場合は、速やかに申請書等を教育長に再提出するものとする。

2 医療的ケアの内容変更に係る実施の可否の決定等については前条の規定を準用する。

(医療的ケアの終了)

第7条 教育長は、次に掲げる場合は医療的ケアを終了するものとする。

(1) 主治医から、医療的ケアの終了の指示があったとき。

(2) 医療的ケア児の保護者から、医療的ケアの終了の申出があったとき。

(3) 医療的ケア児が市外へ転出したとき。ただし、教育委員会がやむを得ず医療的ケアを継続する必要があると判断した場合を除く。

(4) その他、中止することが適切と判断したとき。

2 医療的ケア児の保護者は、前項第1号及び第2号に該当する場合は、速やかに教育長に医療的ケア実施終了届（第6号様式）を届け出るものとする。

3 教育長は、第1項第3号及び第4号に基づき医療的ケアを中止する場合は、速やかに医療的ケア実施終了通知書（第7号様式）により保護者に通知するものとする。

（小中学校における実施体制の整備）

第8条 校長は、医療的ケア児が円滑に学校生活を送ることができるよう主体的に医療的ケアの実施に努めるとともに、教育委員会と連携し、環境整備を行うものとする。

2 校長は、医療的ケア児の受入れに当たり、あらかじめ医療的ケア児の保護者から医療的ケアの内容及び医療的ケア実施に必要な事項等について聴き取りを行うものとする。

3 校長は、医療的ケアの実施に当たり、あらかじめ医療的ケア児の保護者、主治医、学校医その他の関係機関との連絡体制を整備するものとする。

4 校長は、次条に規定する医療的ケアを実施する看護師と連携を行い、実施マニュアル（緊急時対応を含む。）を作成するものとする。

（医療的ケアの実施）

第9条 医療的ケアの実施は、市から委託を受けた訪問看護事業者の看護師（以下「受託看護師」という。）とし、第4条に規定する医療的ケア実施に関する指示書（以下「指示書」という。）に基づき医療的ケアを行うものとする。

2 受託看護師は、医療的ケアの実施までに指示書に基づき、医療的ケア実施計画書（第8号様式）を作成し、保護者、校長及び教育委員会に提出するものとする。

3 受託看護師は、実施した医療的ケアの内容について医療的ケア実施状況報告書（第9号様式）を作成し、校長に提出するものとする。

4 校長は、前項に規定する実施報告書の写しを翌月の10日までに教育委員会に提出するものとする。

（小中学校における安全委員会の設置）

第10条 校長は、医療的ケアを安全に実施するため、校内に校長、副校長、養護教諭、学級担任、学校医及び受託看護師等で構成される医療的ケア児安全委員会（以下「安全委員会」という。）を設置するものとする。

2 校長は、必要に応じて安全委員会に保護者、主治医及び医療的ケアに見識がある医師等に出席又は意見を求めることができるものとする。

3 安全委員会では、次に掲げる事項について検討及び情報共有を図るものとする。

(1) 医療的ケアの内容に関すること。

(2) 医療的ケアの実施に関すること。

(3) 医療的ケアの緊急時対応に関すること。

(4) その他学校が必要と認めた事項に関すること。

(保護者の役割)

第11条 医療的ケア児の保護者は、医療的ケアの実施に当たり、学校に協力するとともに第4条に規定する医療的ケア実施同意書の内容について遵守するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日付けで小中学校に在籍する予定の医療的ケア児から適用する。

2 この要綱の施行に際し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式から第9号様式まで（省略）